平成２９年（フ）第８９２０号
東京都板橋区四葉１丁目９―11　クローバ・パートⅡ　105
債務者　にしまつまさみこと　西松　克美
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９２１号
東京都足立区大谷田１丁目１－７―1121
債務者　中村　正子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９３０号
東京都豊島区池袋２丁目71―１―302
債務者　齋藤　英之
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９３１号
東京都江戸川区一之江７丁目89―20　Ｋ．Ｉマンション302
債務者　鈴木　克巳
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９３３号
東京都江東区北砂５丁目９－３―301
債務者　煙山　昌子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９３５号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目50―１　文路荘２Ｆ―Ｂ
債務者　高橋　ヒサ
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９３６号
東京都練馬区早宮２丁目19―11―203
債務者　澤田由喜子（旧姓高羽）
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９３７号
東京都北区神谷３丁目38―２―104
債務者　ツェインエブ　イダ　ミハイラ・イダ　ツェインエブこと　セニエフ　イダ　ミハイラ
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９３８号
東京都板橋区栄町32―５―704
債務者　五井富士夫
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９３９号
東京都大田区大森東１丁目15―２―401
債務者　石崎　樹夫
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９４１号
東京都大田区上池台１丁目37―１―103
債務者　森川　慎一
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９４２号
東京都葛飾区小菅３丁目１－２―102
債務者　石井　朝洋
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９５０号
東京都練馬区桜台５丁目２―10
債務者　中川　和花
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９５１号
東京都新宿区荒木町７　綿貫アパート　３
債務者　檜野　　稔
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９５２号
東京都新宿区北新宿４丁目22―14―102
債務者　庄司　裕子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部